

建設工事に係る一般競争入札参加資格（発注標準）の取扱いについて

（令和2年3月30日）

広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱（平成10年9月29日制定。以下「要綱」という。）第7条及び別表に定める発注標準の取扱いについては、以下のとおりとする。

1 内容

建設工事の発注における発注標準について、広島県内の災害復旧工事の集中的な発注により技術者の確保が難しいと見込まれ、競争性の確保ができなくなるおそれがある場合においては、要綱の別表における客観点数と発注工事の設計金額における区分（以下「等級」という。）について、当該建設工事の属する等級に加え直近の上位または下位の等級を入札参加資格として設定することができるものとする。

2 施行期日

この取扱は、令和2年4月1日以降に公告する建設工事から適用する。

ただし、令和3・4年度建設工事競争入札参加資格認定を行うまでの間とする。